

SMBC News Letter

“Climate Change & Carbon Finance”

三井住友銀行ニュースレター
「気候変動と排出権取引」

Vol.28

June 2010



SMBC SUMITOMO MITSUI
BANKING CORPORATION

www.smbc.co.jp/hojin/businessassist/carbon/index.html

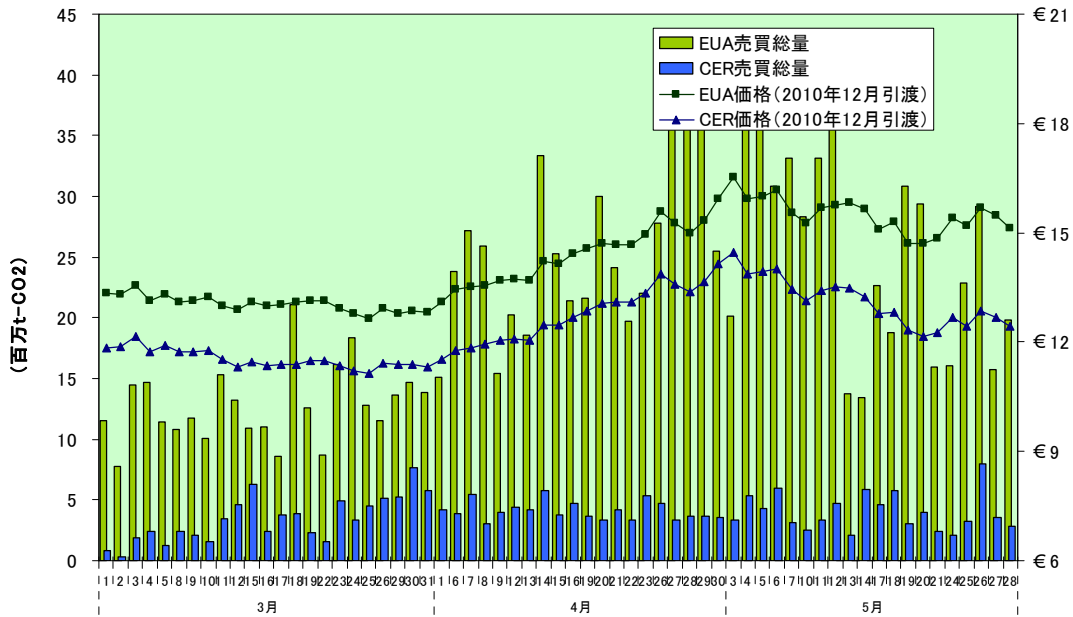
三井住友銀行ニュースレター 「気候変動と排出権取引」

SMBC News Letter “Climate Change & Carbon Finance”

Contents

1. 排出権価格情報 p3
2. News & Topic p4
3. 寄稿 ～JRI’ s EYE～ p5
事業者の温暖化対応とコンプライアンス ～ 東京都 環境確保条例 編① ～
< *Information* > p6

1. 排出権価格情報



*EUA 価格(2010年12月引渡)とは、2010年中にEUAが各企業へ配分され、年末に現物の企業間移動が為されるEUAの価格である。

出典：ECX公表データからJRI作成

*CER 価格(2010年12月引渡)とは、2010年末に現物の企業間移動が為されるCERの価格である。

2010年5月の排出権価格は、EUA 価格・CER 価格共に、比較的大きな価格変動で緩やかな下降傾向が見られた。

4月の月初めより続いていた上昇傾向の結果、5月3日に€16.52となり、約1年ぶりの高値水準を記録した。その後一旦値を下げたものの、13日には€15.82まで値を戻した。17日に欧州委員会から2009年のEU ETSにおける検証済み排出量データ(確定データ)の発表があり、割当量の余剰が確定した。これを受けて価格は大きく値を下げた。以降、比較的大きな価格変動を伴う値動きが見られ、28日に€15.11となった。

CERに関しては、月初めの€14.45が月末には€12.42となり、1ヶ月で14%の大幅な下落となった。CERの下落幅はEUAに比べて大きく、EUAとCERの価格差は€2.7にまで達した。4月末の価格差は€1.79であったことから、5月に入って価格差の急激な拡大がみられ、注意が必要である。

注：排出権価格は、EU-ETSのみで利用できるEUAとEU-ETSおよび日本を含む京都議定書の目標達成に利用できるCERがあります。日本で売買されている排出権の大半がCERです。データを利用している排出権取引市場のECXにおいて、2008/3/14よりCERの取り扱いを開始した事から、2008年4月号よりCER価格とそのCER価格に影響を与えるEUA価格をご紹介します。Bluenextのspot(現物)の価格動向は、ECXのfuture・Dec10(先物)の価格動向と殆ど違いはありません。

2. News & Topic

① (2010/5/13) 国内排出量取引制度小委員会におけるヒアリング開始

環境省の中央環境審議会地球環境部会の下に設置された国内排出量取引制度小委員会(4/23設置)において、制度に対する関係業界・団体へのヒアリングが開始された。日本鉄鋼連盟や日本自動車工業会をはじめとする各業界団体や団体、自治体、審査機関、NGOなどから意見聴取を進めている。

鳩山内閣で閣議決定された地球温暖化対策基本法案(注:第174回通常国会で通過せず廃案)において国内排出量取引制度の創設が規定され、「同法の施行後1年以内を目処として成案を得ること」とされているため、同委員会では6~7月にも制度設計上の個別論点の審議を行う予定である。

② (2010/5/18) 産業構造ビジョンに新方式のCO2削減の仕組みを明記

経済産業省は産業構造審議会産業競争力部会において日本の成長戦略の方向性をまとめた「産業構造ビジョン2010」を公表した(5/18の公表時は案。6/3に最終報告書を公表)。

この中で「我が国の低炭素技術・製品等による国際的な削減への貢献について」と題して、現行のCDMとは異なるCO2削減の仕組みを提示し、「日本が得意とする低炭素技術・製品の普及を通じた排出削減量を、二国間協定等を通じて日本の削減量として独自に認定する新たな仕組み」を構築するとしている。

現行のCDMについては、登録まで2年以上かかることや日本が得意とする省エネ製品(自動車、家電等)や原子力・高効率石炭火力発電などが実質的に対象外になっていることを「問題点と限界」として指摘している。想定される技術や製品の具体例としては、高効率石炭火力発電所や原子力発電所、鉄鋼やセメント分野などを例示している。

こうした新たな仕組みは「鳩山イニシアティブ」を具体化するものとして位置づけられており、削減量は我が国の国内目標の達成に適切に反映させることも合わせて明記された。

③ (2010/6/2) 経済産業省 国内排出量取引制度の検討開始

経済産業省は、鳩山内閣で閣議決定された地球温暖化対策基本法案(注:第174回通常国会で通過せず廃案)を受けて、国内排出量取引制度をはじめとする地球温暖化対策の政策手法について検討を行うため、産業構造審議会環境部会地球環境政策小委員会の下に、政策手法ワーキンググループを設置することを発表した。成長戦略の議論や、産業の国際競争力、雇用、国民生活への影響といった観点を踏まえつつ、制度のあり方を検討するとしている。委員会は山口光恒東京大学特任教授や寺島実朗財団法人日本総合研究所会長など学識経験者のほか、電気事業連合会などの団体、トヨタ自動車や新日本製鐵、東レ、出光興産などの個別企業から構成される。第1回会合は、6/10に開催される予定。

3. 寄稿 ～JRI's EYE～

事業者の温暖化対応とコンプライアンス ～ 東京都 環境確保条例 編① ～

日本総合研究所 研究員 熊井 大

先月から「事業者の温暖化対応とコンプライアンス」と題して、今年度から事業者が環境法令で求められる対応について説明している。先月の省エネ法対応に引き続き、東京都の環境確保条例の総量削減義務についてとりあげる。

都条例の総量削減義務に基づき、必要とされる資料は、以下の通りである。

公文書：(東京都へ提出)				私文書：(オーナーとテナントの両者が保管)			
文書名	目的・役割	提出期限	法的根拠	文書名	目的・役割	提出期限	法的根拠
指定地球温暖化対策事業所の指定に係る確認書	平成20年度(平成20年4月～平成21年3月)の年間エネルギー使用量が原油換算で1500キロリットル以上の事業所の所有者は、当該事業所が東京都C&T制度の対象であることを届け出るために提出 (後日、東京都から東京都C&T制度対象事業所として指定)	提出する理由が発生した年度の10月末まで	東京都環境確保条例施行規則第4条5の4の2	覚書	東京都C&Tでは、制度上オーナーが義務を負っているものの、エネルギー消費が多いテナントやテナントが一棟借りをしている等、CO2排出量について責任を負うべき事業者が存在する場合には、当該事業者とオーナー間で、報告義務、対策費用負担や削減努力の実施について明確化するもの。	随時	法的根拠なし
所有事業者等届出書	義務者の変更を行う場合に提出 届出例： ・事業所の所有者に代わって義務者となる場合 ・事業所の所有者と共同で義務者となる場合 ・区分所有の事業所等において代表者が義務者となる場合(義務が無くなる事業者の同意書を添付して提出)	随時	東京都環境確保条例施行規則第4条4の7の2		※当該物件の大半のCO2を排出しているテナント・事業者が東京都に報告。		
委任状	事務手続の委任を行う場合に提出 (委任状により権利義務まで受任者に移ることを意味しない)	随時	東京都環境確保条例施行規則第4条4の7の2		※法的には覚書を結ぶ必要はないが、後日、排出権費用の負担などを巡って企業間の紛争等を避けることが目的		
基準排出量決定申請書	特定地球温暖化対策事業所の指定を受けた事業所が、基準排出量を決定するために提出	平成22年9月末	東京都環境確保条例施行規則第4条18				
地球温暖化対策計画書	指定地球温暖化対策事業所の指定を受けた事業所において、義務履行が着実に進められているか確認するために以下の項目などを記載して提出。 ・削減目標 ・削減対策の計画、実施状況 ・前年度の温室効果ガス排出量 ・削減義務履行状況 など	指定地球温暖化対策事業所の指定を受けた日から90日後/毎年11月末	東京都環境確保条例施行規則第4条23				

出典：東京都資料より JRI 作成

平成20年度の年間エネルギー使用量が原油換算で1500キロリットル以上である場合、指定事務所として、上記資料を順次作成し、都に提出する。都条例では、総量削減義務以外に排出量取引制度があることも重要なポイントである。排出量取引制度で必要とされる事務手続きについて、次回ニュースレターの寄稿で整理したい。

< Information >

日本の環境・エネルギー技術の世界へ

地球温暖化対策基本法に関する議論において、「環境と経済の両立は可能であるのか？」が話題となっています。日本政府が掲げる 25%削減目標は非常に高い目標であり、この目標を達成するために各種の規制をすることにより、国際競争力の低下や産業の海外流出が進むことが懸念されています。一方で、日本が高い目標を掲げて国内対策を進めることにより、省エネルギー・省 CO2 に関する技術開発・製品の普及が進み、経済発展が可能になるとの考え方もあります。

それぞれの立場にて、様々な主張がなされており、「環境と経済の両立は可能であるのか？」との命題に答えは出されておられません。しかし、世界は温室効果ガスの削減幅や責任の有無では合意出来ていませんが、世界の多くの国において、太陽光発電やスマートグリッドなどの低炭素技術を普及させていく流れは確実なものとなっています。このような流れを受けて、日本の優れた環境・エネルギー技術を積極的に海外へ輸出していく視点が重要となっています。

このような背景から、日本経済新聞社では 2009 年 7 月より「世界環境ビジネスフォーラム」をスタートさせています。本フォーラムの活動は「海外にも広がる日本企業の環境活動と環境ビジネス推進の最新状況を、日本・インド・中国・米国で開催予定のシンポジウムならびに新聞・インターネットを通じて、今後マーケットとしても注目されるアジア圏や、環境意識の高い欧米各国ほか全世界へ情報発信いたします。（世界環境ビジネスフォーラムより引用）」とされており、日本の環境・エネルギー技術を海外に紹介し、海外での導入を促進することを目的としています。

2010 年 6 月 7 日には、第 2 回 世界環境ビジネスフォーラム・日経環境シンポジウム「日本と世界の環境技術連携」が開催され、三井住友銀行は、パネルディスカッション 1「オールジャパンで取り組む世界戦略と日本の環境エネルギー」にパネリストとして参加致しました。

パネルディスカッションでは、「官と民との関わり」や「日本の技術のガラパゴス化を防ぐための視点」などが議論されました。今回の議論を通じて、三井住友銀行としては、日本の環境・エネルギー技術が発展するためには、技術・製品の発展段階に応じた支援が必要であり、特に開発・普及の初期段階においては、官の支援は必要であることや会社ごと産業ごとの縦割りから脱却して、有望分野をクラスター(かたまり)として捉えて、横串を通した支援が必要であるとの認識を深めており、今後は具体的な商品・サービスへ繋げていきたいと考えております。(了)

www.smbc.co.jp/hojin/businessassist/carbon/index.html

このニュースレターは具体的な商品を説明するものではないため詳細を記載しておりませんが、元本保証の無いリスク性商品の購入や、ご売却、保有にあたっては、手数料等をいただきます。

リスク性商品には、各種相場環境等の変動により、投資した資産の価値が投資元本を割り込むなどのリスクがあります。

リスク性商品を中途解約する場合は、ご購入時の条件が適用されず不利益となる場合があります。詳しくは、店頭の商品の説明書等を必ずご覧ください。